No.５

令和５年（１２月）

第５回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第７６号	熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例	市民課	1
第７７号	熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例	危機管理課	2
第７８号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	障害福祉課	3
第７９号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保育課	5
第８０号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保険年金課	6
第８１号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	１１
第８２号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	障害福祉課 こども課	１２
第８３号	熊谷市産業振興基金条例	商業観光課	１４
第８４号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事）	スポーツタウン推進課 （契約課）	１６
第８５号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立葬斎施設）	市民課	１７
第８６号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立商工会館）	商業観光課	１８
第８７号	字の区域を変更することについて	農業政策課	１９

議案第７６号

熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例

熊谷市印鑑条例（平成１７年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「自己に係る利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「記録されているものに限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備をいい、同法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

移動端末設備を利用して印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等に設置された端末機により交付することができるようにしたいので、この案を提出するものであります。

議案第７７号

熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例(平成１７年条例第２１号)の一部を次のように改正する。

本則中「第１０条」を「第４条の５」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令」の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第７８号

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成１７年条例第１５７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ　他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ　他の市町村長が老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項第１号の規定により、同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第３条第１項中第１１号を第１３号とし、第３号から第１０号までを第５号から第１２号までとし、第２号の次に次の２号を加える。

⑶　本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者

⑷　市長が老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第３条第２項に次の３号を加える。

⑸　熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第１４０号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

⑹　熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１７年条例第１４１号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

⑺　他の都道府県又は市町村が実施する医療費支給事業により医

療費の支給を現に受けている者

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条第１項第１号イ及びウ、第３号並びに第４号の規定は、令和５年４月１日以降に入居又は入所した者に適用する。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、重度心身障害者医療費の対象者に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第７９号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立第２佐谷田児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第３佐谷田児童クラブ	熊谷市佐谷田１０３０番地

別表熊谷市立南児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第２南児童クラブ	熊谷市榎町３４３番地

別表熊谷市立第２別府児童クラブの項中「熊谷市西別府２９番地１」を「熊谷市西別府３５番地２」に改める。

別表熊谷市立荒川児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立桜木児童クラブ	熊谷市桜木町二丁目３３番地１

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表熊谷市立第２別府児童クラブの項の改正規定は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立第３佐谷田児童クラブ、熊谷市立第２南児童クラブ及び熊谷市立桜木児童クラブを新設するとともに、熊谷市立第２別府児童クラブの位置を変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第８０号

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２０万円」を「２２万円」に改める。

第３条第１項中「１００分の６．９」を「１００分の６．９２」に改める。

第５条中「２８，５００円」を「３１，５００円」に改める。

第６条中「１００分の２．２」を「１００分の２．３２」に改める。

第７条中「１３，０００円」を「１３，５００円」に改める。

第８条中「１００分の１．７」を「１００分の１．８６」に改める。

第９条中「１２，５００円」を「１３，５００円」に改める。

第２２条第１項中「２０万円」を「２２万円」に改め、同項第１号ア中「１９，９５０円」を「２２，０５０円」に改め、同号イ中「９，１００円」を「９，４５０円」に改め、同号ウ中「８，７５０円」を「９，４５０円」に改め、同項第２号ア中「１４，２５０円」を「１５，７５０円」に改め、同号イ中「６，５００円」を「６，７５０円」に改め、同号ウ中「６，２５０円」を「６，７５０円」に改め、同項第３号ア中「５，７００円」を「６，３００円」に改め、同号イ中「２，６００円」を「２，７００円」に改め、同号ウ中「２，５００円」を「２，７００円」に改め、同条第２項第１号ア中「４，２７５円」を「４，７２５円」に改め、同号イ中「７，１２５円」を「７，８７５円」に改め、同号ウ中「１１，４００円」を「１２，６００円」に改め、同号エ中「１４，２５０円」を「１５，７５０円」に改め、同項第２号ア中「１，９５０円」を「２，０２５円」に改め、同号イ中「３，２５０円」を「３，３７５円」に改め、同号ウ中「５，２００円」を「５，４００円」に改め、同号エ中「６，５００円」を

「６，７５０円」に改め、同条に次の１項を加える。

３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

⑴　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑵　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第５条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑶　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑷　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額

の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第７条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑸　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑹　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第２３条の２の次に次の１条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第２３条の３　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

⑵　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

⑶　出産の予定日

⑷　単胎妊娠又は多胎妊娠の別

⑸　その他市長が必要と認める事項

2　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　出産の予定日を明らかにすることができる書類

⑵　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

⑶　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。

4　第１項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２２条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）及び第２３条の２の次に１条を加える改正規定並びに第３項の規定は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第２条第３項ただし書、第３条、第５条から第９条まで並びに第２２条第１項及び第２項の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3　改正後の第２２条第３項及び第２３条の３の規定は、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び

令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び基礎課税額等に係る税率等の改定を行うとともに、出産被保険者に係る減額措置について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第８１号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「同条第１１項」を「同条第１０項」に改める。

第３６条第３項中「同条第１号又は第２号」を「同号又は同条第２号」に改める。

第３７条第３項中「第７条第２項中」の次に「「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を、「小学校就学前子どもに」と、」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの」と、」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、特別利用保育の基準等に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第８２号

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

別表第１市長の項中「市長」を「４　市長」に改め、同項の前に次のように加える。

１　市長	熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第１４０号）によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
２　市長	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１７年条例第１４１号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
３　市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成１７年条例第１５７号）による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２市長の項中「市長」を「４　市長」に改め、同項の前に次のように加える。

１　市長	熊谷市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
２　市長	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3　市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号を利用できる事務として、こども医療費の助成に関する事務等を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第８３号

熊谷市産業振興基金条例

（設置）

第１条　産業の振興に要する経費の財源に充てるため、熊谷市産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、第１条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

産業の振興に要する経費の財源に充てるため、熊谷市産業振興基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第８４号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和５年議決第２８号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契 約 金 額　　２３８，７００，０００円」を

「４　契 約 金 額　　２４２，８８０，０００円」に変更する。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第８５号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立葬斎施設

２　指定管理者となる団体

富山県富山市奥田新町１２番３号

五輪・宮本・東京ワックスグループ

代表団体　富山県富山市奥田新町１２番３号

株式会社　五輪

代表取締役　宮　本　岳司朗

構成団体　富山県富山市奥田新町１２番３号

株式会社　宮本工業所

代表取締役　宮　本　芳　樹

構成団体　深谷市上野台２９２０番地

東京ワックス株式会社

代表取締役　古　郡　公　恵

３　指定の期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立葬斎施設の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第８６号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立商工会館

２　指定管理者となる団体

熊谷市宮町二丁目３９番地

熊谷商工会議所

会頭　大久保　和　政

３　指定の期間

令和６年４月１日から令和７年１０月３１日まで

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立商工会館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第８７号

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、熊谷市内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更することについて、議決を求める。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

池上土地改良区において施行中である県営経営体育成型ほ場整備事業の換地処分に伴い、字の区域を変更したいので、この案を提出するものであります。

別紙

変　更　調　書

池上字鶴巻に編入する区域

池上字稲荷前１３８の３、１３９の１の一部、１４０の１の一部、１４１の１の一部、１４８の一部、１５０の一部、字向釜２３７から２４１までの各一部、２４３の一部、２４４の一部、２４５の１の一部、大字小敷田字道下３６６の１、３６６の２、３６７、３６８の１、３６８の２、３７０の１、３７０の２、３７１の３、３７１の４、３７２の１から３７２の３まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに池上字鶴巻８の１、９４の２、９５、大字小敷田字道下３６６の１、３７２の１から３７２の３までの地先の水路である公有地の一部

池上字稲荷前に編入する区域

池上字鶴巻１０７の一部、１０９の２の一部、１１２の一部、１１３の１の一部、１１４の一部、１１５の一部、字向釜２１７の１、２１７の２、２１８の１、２１８の２、２１９、２２０の１、２２０の２、２２１の１、２２１の２、２２２の１、２２２の２、２２３の１、２２３の２、２２４の１、２２４の２、２２５の１、２２５の２、２２６の１、２２６の２、２２７、２２８、２３１、２３２、２３３の１、２３３の３、２３４、２３５、２３６の１、２３６の２、２３７から２４１までの各一部、２４３の一部、２４４の一部、２４５の１の一部、２４６の１から２４６の３まで、２４７の１、２４７の３、２４８から２５１まで、２５２の１から２５２の３まで、２５３の１、２５３の３、２５４、２５５の１、２５５の２、２５６の１、２５６の２、２５７から２６２まで、２６４、２６５、２６６の１、２６６の２、２６７、２６８の１から２６８の３まで、２６９から２７３まで、字尼酒田２７４の一部、２７６の一部、２７７の一部、２７８の１の一部、２７８の２の一部、２８０から２８７までの各一部、２８８の１の一部、２８９の１の一部、２９０の１、２９６の１の一部、大字小敷田字竹町２４８、２４９の１、２４９の４、２４９の５、２５０の１、２５０の２、２５０の４、２６０の１、２６０の２、２６０の５、２６１の２、２６２の３、２６２の４、２６３の２、２６４の２及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに池上字稲荷前１４１の２、１４２の１に隣接する道路、水路である公有地の一部

池上字高根に編入する区域

池上字稲荷前２０２の３の一部、２０５の１の一部、２０６の１の一部、２０７の１の一部、２０８の１の一部、２０９の１の一部、２０９の２の一部、２１０の１の一部、２１１の１の一部、字尼酒田２７４の一部、２７６の一部、２７７の一部、２７８の１の一部、２７８の２の一部、２７９の１、２７９の２、２８０から２８７までの各一部、２８８の１の一部、２８９の１の一部、２９６の１の一部、２９７の１、２９８の１、３００の１、３０４の１、３０５の１、３０５の２、３０６、３０７、３０８の１、３０９の１、３１０の１、３１１から３１３まで、３１５から３２１まで、３２３の１、３２３の２、上之字比留田３５８９の４、３５８９の１０、３５９０の８、３５９５の１、３５９６の１、３５９７の１、３５９９の１、３６００の１、３６０８の１、３６０９の１、３６０９の２、３６１０の１、３６１０の２、３６１１の１、３６１２、３６１３の１、３６１３の２、大字小敷田字高根４８２から４８４まで、４８５の１から４８５の４まで、４８６の１、４８６の４、４８６の５、４８６のロ、４８７の１、４８７の２、４８８の１、４８８の２、４８９の１、４８９の２、４９０の１から４９０の４まで、４９１の１、４９１の２、４９２の１、４９２の２、４９３の１、４９５の６、４９５の８、４９６の１、５２３の５及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに上之字比留田３５８９の４の地先の道路である公有地の全部

池上字屋敷前に編入する区域

池上字鶴巻４４の１、４５の２、４６の１、４６の３、４７の１、４７の３、４７の５、４８、４９の２、５０の１、５０の２、５１、５２の１、５２の５から５２の８まで、５３の１、５３の２、５４の１、５４の３、５５の１、５５の３、５６の１、５６の５、５６の６、５７の１、５７の２、５８の４、５９の１、５９の３、５９の５、６０の１、６１の３、６１の４、６２の３、１２４の１、１２４の４、１２５の１、１２６の１、１２６の２、１２７、１２８の１から１２８の３まで、１２９の１、１２９の２、字稲荷前１３０から１３５まで、１３６の１、１３７の１、１３７の３、１３８の１、１３８の４、１７１の２、１７１の３、１７３の２、１７３の３、１７４の１、１７４の２、１７６の２、１７８の１、１７８の２、１８０、１８１の１、１８１の２、１８３の１、１８３の２、１８６の１、１８６の２、１８８の１、１８８

の３、１８９の１、１８９の３、１９０の１、１９０の２、１９１、１９２の１、１９２の２、１９３、１９４の１、１９４の２、１９６の１、１９６の３、１９７の１、１９８の１、１９８の３、１９９の１、１９９の２、字古宮４７３、４７５、４７６、４９９の２、５０１の２、５０２の３、５０８の４、５１３の３、５１８の２、５２０の２、５２２の５から５２２の７まで、５２４の８、５３４の５、５３５の３、５４０の４、５４４の１１、５４４の１２及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

（令和５年１０月２６日調査）